

藤沢市第2次行政改革大綱

「個性的で活力ある藤沢市」

2000年（平成12年）12月策定

2002年（平成14年）10月改訂

目 次

新時代に向けた行政改革の取り組み	1
第2次行政改革の基本方針	1
基本方針の具体的な考え方	1
1 行財政構造改革による、効率的な行政システムの確立	1
(1) 行政評価システム等の導入	1
(2) 積極的な情報提供の推進	2
(3) 市民参加・市民との協働が進む行政システムの確立	2
2 時代の変化に対応できる行政システムの確立	2
(1) 地方分権と職員の能力開発(地方分権型行政システムの確立)	2
(2) 情報化の推進による行政サービスの向上	3
(3) 事務事業の見直しと民間活力等の活用	3
(4) 行政の総合性の確保と組織・機構の簡素化・効率化	3
(5) 定員管理及び給与制度の適正化	4
(6) 健全財政の確保、及び公共料金・補助金のあり方	4
行政改革の推進体制等	5
1 実施期間	5
2 推進体制	5
3 進捗状況の公表	5

新時代に向けた行政改革の取り組み

本市は平成7年12月に、藤沢市行財政改革協議会から「行政改革の基本的方向について」の提言を受け、これに基づき平成8年10月に「行政改革大綱」を策定し、積極的に行政改革の推進に努めてきた。

この改革は、市民参加システムの充実を図るとともに、市民サービスの向上や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素化・効率化、職員増の抑制・削減、健全財政確立に向けた取り組み等の成果を挙げてきた。

しかし、行政評価システムの構築、地方分権一括法の施行による分権化の推進、情報化の急激な進展等、「第1次行政改革大綱」の改革の視点に加え、これら新たな状況への的確な対応が必要となった。

このため、行財政改革協議会から、第2次行財政改革の基本戦略として、「行政の行財政責任確立と市民の自治意識向上を図る改革」の提言とし、市に改革を求められたものである。

「第2次行政改革大綱」は、この提言に基づき策定したもので、「大綱」の着実な実施により、行政のあり方を根本的に見直す「行財政構造改革」を実現し、21世紀に、藤沢らしい活力に満ちた地域社会の実現を図らなければならない。

第2次行政改革の基本方針

地方分権一括法の施行により、地方自治体は条例制定権の範囲や課税自主権等を行使する余地が広がるなど、「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大した。

この機会を生かし、本市の自主性を高め、独創的な発想を活かすことにより、政策・施策の質を高めていかなければならない。

従来からの中央集権型行政システムから「地方分権型行政システム」確立へ大転換を図り、自治体による行政サービスが、市民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、市民の自主的な選択に基づいた個性豊かなものにならなければならない。

また、本市自身がその意欲と能力を向上させるとともに、自己改革に努める必要がある。

すなわち、行政のあり方を根本的に見直し、行財政構造改革を実現するためには、本市が実施する事業のすべてについて、それぞれの費用と行政効果を明らかにするとともに、積極的な情報提供をすることにより、本来の「市民機能」の意識が高まり、市民参加と協働が拡大し、目標とする信頼と安定に培われた市民と行政をつなぐ循環型システムの構築が図られるものである。

また、地方分権の推進、情報化の急激な進展など、時代の変化に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、簡素で効率的な市政運営に向け引き続き改革努力を継続するものである。

このため、「第2次行政改革」では、次の2点を行政改革を推進する大目標として設定した。

- 1 行財政構造改革による、効率的な行政システムの確立
- 2 時代の変化に対応できる行政システムの確立

基本方針の具体的な考え方

1 行財政構造改革による、効率的な行政システムの確立

(1) 行政評価システム等の導入

市政の運営にあたっては、実施している施策や事務事業のすべてについて、それぞれの費用と行政効果を数値化して明示することが求められている。

行政評価システムの確立を中心として、行政サービスの効果をいかに測定し、数値化し、公表していくかが課題となる。

行政は、最小の費用で最大の効果を上げることにあり、費用対行政効果を明らかにすることによって、適切かつ柔軟な施策選択や優先順位の設定、さらには実施手法の改善を可能にするなど、行政のあり方を根本的に見直すため、行政評価システムの確立を図る。

この行政評価システムは、2年間を目途に導入することとし、条例化を含め実施方策の検討を進める。

(2) 積極的な情報提供の推進

情報公開制度は、市政に対する「市民の知る権利」を保障するとともに、行政による積極的な情報提供が一体となって機能されるもので、「情報公開」「情報提供」は、車の両輪として機能しなければならない。

市民にとって開かれた市政となるため、行政で保有している情報を市民に積極的に公開するとともに、行政の諸活動を市民に対し、積極的に説明する責務を全うすることが必要不可欠である。

そのため、市民が知りたい行政情報を「わかりやすく・利用しやすい形にして的確かつ迅速に市民に提供ができる」システムの確立を図る。

(3) 市民参加・市民との協働が進む行政システムの確立

市民参加、市民との協働は、すべての地方公共団体において拡大が必要とされている課題である。

藤沢らしい個性豊かな都市づくりに対する市民の期待は高まり、同時に、市民ニーズに迅速、的確に対応した市政運営がこれまで以上に強く求められている。

行政が市民に一方的にサービスを提供するという従来の構造を転換し、21世紀に向けて、行政と市民、市民活動団体(NPO)が相互に連携し、共通の目標に向かって、役割分担をしながら公益を増進していくという新しい経済社会システム構築へ取り組みを進めなければならない。

今後においても、市民と行政との協働による市政運営をさらに充実していく必要があり、そのためには、多様な市民ニーズを把握する現在のシステムをさらに充実し、より多くの市民が参加しやすいシステムづくりにつとめ、市民活動支援センターの設置や、市民活動に必要な情報の積極的提供等、市民活動団体の諸活動が円滑・効率的に行えるよう、行政の多様な支援方策の検討をしなければならない。

また、本市では市民提案システムとして、「くらし・まちづくり会議」と「市民電子

会議室」を推進してきたが、今後も、急激な変化が予測される社会状況の中で、市民が市政に積極的に参画し、市民自治を一層推進するためのシステムの確立を図る。

2 時代の変化に対応できる行政システムの確立

(1) 地方分権と職員の能力開発（地方分権型行政システムの確立）

地方分権一括法の施行により、地方の自主性が高められ、各地方自治体が独創的な発想を活かすことが可能になった。また同時に、地方自治体間の競争が生まれ、政策・施策の優劣によって各団体の実力が試されるようになった。

そのためには、本市独自の施策目標を企画立案し、それを遂行する政策形成能力の向上を図っていくことがますます重要となっており、本市自体の各種研修、民間企業における研修を含めた異業種との交流や、大学・研究所などの外部研究機関との共同研究、職員の自発的な社会活動等の制度拡充にも努め、市民とともに地域社会の問題を考え、生活感覚を磨き、地域住民の視点に立った事業展開を図る。

各課単位等で、職員参加のもと、取り組むべき課題等を目標として設定し、自主的主体的な取り組みの中でその解決を目指す。

地方分権化に的確に対応してゆくため、職員の能力開発を積極的に進め、政策形成への職員参加システムの確立を図る。

個々の職員の主体性・自主性を重視した研修内容の設定に努めるとともに、職場研修の充実・強化を進める。

(2) 情報化の推進による行政サービスの向上と市民参加システムの拡充

社会は今、「IT革命」というインターネットの爆発的普及を端緒とする世界規模の社会的変革期を迎えており、社会を構成する組織や団体のあり方だけでなく、個々人の社会への関わりも変えるような大きな流れの中にある。

このような情報通信技術の革新とネットワーク化進展の成果を行政運営に反映することは行政に与えられた使命であるとともに、行政のみならず市民・団体・NPO（特定非営利法人）民間企業や大学等との連携、協働が必要不可欠となっており、市民に対する説明責任の徹底や変化する状況に柔軟かつ創造的・能動的に対応した戦略的な情報化を推進しなければならない。

この情報化の進展は、庁内における情報共有を促進するだけでなく、市民への行政サービスの向上と、市民と行政との情報共有をも促し、市民と行政がともにまちづくりを考え、連携・協働関係の向上へと進むよう展開されなければならない。

また、このような地域情報化の推進により、全国に先駆けた市民電子会議室の更なる発展を図るとともに、インターネットを活用した市民と行政との双方向の直接交流の促進、地方分権と市民参加型の地方自治の実現を図るとともに、地域の活性化と豊かな市民生活の創造、地域産業の活性化の実現を図る。

(3) 事務事業の見直しと民間活力等の活用

事務事業の見直しについては、自治体としての公的責任の確保を前提として、事務事業そのものの今日的意義・効果等を見直し、公共サービスの範囲・役割分担を検討する。

また、PFI、市民活動団体（NPO等）、民間事業者等の民間活力の活用により業務遂行の主体や手法を見直すもの、事務事業遂行におけるより一層の効率化や弾力的運用等を進めるもの、に区分して検討し改善を図る。

なお、併せて、公社・協会等のあり方及びその活用について引き続き検討する。

（４） 行政の総合性の確保と組織・機構の簡素化・効率化

ますます多様化・複雑化する行政需要に的確に対処してゆくため、簡素で流動的な組織づくりを進める。同時に、組織運営においては、市民サービスの一層の向上を目指し従来の制度や慣行に捉われない、弾力的・効果的な対応を図ることとする。

個々の政策展開や各組織間における調整機能を確保しつつ、より効率的な組織編成を進める。

市民の意見・要望等の把握と、これに対する的確な対応やその政策への反映を図るための組織づくりに努める。

極力、権限の分散・移譲を進めるとともに、市民センター等を中心とした地域分権化を引き続き推進する。

フレックス・ジョブ・システム等、縦割りの基本組織での業務対応のみに捉われない組織運営を図り、業務別組織編成から機能別・横断的組織編成への転換に努める。

市民サービスの向上を主眼に、業務の質や内容等を精査し、時差出勤制等の拡大を検討する。

（５） 定員管理及び給与制度の適正化

地方分権の推進など新たに生じる行政需要への対応を図る必要から、公的責任の確保を前提とする中で、事務事業の見直しや民間活力などの活用により、業務遂行の手法の改善を進め業務総量の縮減を図り、職員定数の増員を抑制する。併せて給与制度については、職務と責任に応じた職務給及び均衡の原則を基本とし、市民の理解を得られる制度の適正化を図り、引き続き人件費総体の抑制を進める。

定員管理の適正化

（ア） 事務事業について事業分野又は職種業務ごとに見直しを行い、それを新規事業等へ振り向けることを基本に、職員配置の適正化を進める。

（イ） コンピュータの高度利用やパソコン活用等のOA化を一層推進し、最大限の省力化に努める。

（ウ） 民間活力などの活用により、公務による業務量の縮減を図る。

（エ） 業務の質・内容・繁閑等に応じて、パート職員、臨時職員及び非常勤職員等の活用を図る。

（オ） 退職者再任用制度の導入により、定数管理の見直しを図る。

（カ） 組織の適切な運営と業務執行に支障のない範囲において、退職者不補充を原則とした定数管理を行い、効率的かつ簡素な行政運営を図る。

給与制度の適正化

給与制度の適正化にあたっては、給与決定の三原則である「職務給の原則」、「均衡

の原則」「条例主義の原則」に基づき、給与制度の透明性をより高めるとともに社会経済情勢に適合した制度となるよう、引き続きその適正化に努める。

(6) 健全財政の確保及び、公共料金・補助金のあり方

健全財政の確保について

本市の財政状況は、長期にわたる景気の低迷と特別減税などの影響もあり、市民税は著しく減少している。

一方、歳出は、事業選択や経常経費の節減等に極力取り組んでいるが、義務的経費は通増傾向にある。また、高齢社会・環境・教育への対応、都市基盤整備、災害対策など、市民生活に密着した諸施策に取り組まなければならない。

このためには、市民本位の市政運営を基本として、行財政の一層の効率化を図り、必要財源の確保に努め、市としての役割と範囲の再点検を通じて、執行すべき事業の選択を行い、財政の健全を維持していかねばならない。

公共料金・補助金のあり方について

公共料金は、そのサービスの特性に応じて分類し、市民だれもが日常的に受けるサービスは低料金に、営利活動等に伴うものはサービスに要する費用を賄える水準とすべきである。また、法令等による基準の改正、社会経済状況の変化等に応じて、見直しサイクルを設定するなど、適宜、見直していく必要がある。

補助金については、公益性・福祉性及び必要性を判断基準とし、重要性・緊急性・有効性・公平性等の観点から分析し、継続・時限設定・転換・統合・縮小・廃止のいずれかを決定すべきである。

見直しについては、毎年見直すもの、及び3年程度のサイクルをもって見直すものなどに区分して、適正化を図ることを基本とする。

今後、この主旨の徹底を図り市民の理解を得て、市民相互の負担の公平が確保されるよう、なお一層見直しを進めていく。

行政改革の推進体制等

1 実施期間

この大綱の実施期間は、2001年(平成13年)度から2005年(平成17年)度までの5年間とし、具体的取り組み課題について実施計画を策定する。

また、実施可能なものは速やかに実施に移すとともに、新たに改善すべきと考えられる事項は、その都度、この大綱に付け加えて改善していくことを基本とする。

2 推進体制

本市が自主的・主体的に行財政改革を全庁的に推進するため、市長を本部長とする「藤沢市行財政改革推進本部」を設置する。

3 進捗状況の公表

改革の進捗状況については、適宜、市民及び学識経験者等で構成する「藤沢市行財政改革協議会」に報告するとともに、広報ふじさわ等を通じて、市民にその経過や成果等を公表する。

以 上